

平成 1 6 年 7 月 2 9 日

## 自己資本規制比率を記載した書面

【平成 1 6 年 6 月 末】

そしあす証券株式会社

本書面は証券取引法第 52 条第 3 項の規定に基づき、自己資本規制比率の状況を公衆の縦覧に供するものであります。

(単位:百万円)

固定化されていない自己資本の額(A)		9,666
リスク相当額	市場リスク相当額	506
	取引先リスク相当額	558
	基礎的リスク相当額	899
	計 (B)	1,964
自己資本規制比率(A)/(B)×100(%)		491.9%

### 【証券取引法第 52 条第 3 項】

証券会社は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 1 2 月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供さなければならない。